

北杜市長意見		知事意見 番号
1) 全体的事項について	・本市は自然環境に恵まれた山紫水明の地であり、人と自然と文化が躍動する環境創造都市として多くの自然環境・資源を有するため、環境に及ぶ影響の範囲を最小限に留めた計画を示すこと。	前文
	・環境影響評価手続きにおいて、広く市民の意見を募ることが重要であり、有用な意見を事業計画に十分に反映させること。	1
	・事業遂行に係る各種手続きにおいて、多くの市民が参加できるよう説明会等の開催及び周知を徹底すること。	1
	・計画周辺住民との合意形成を十分に行うこと。	1
	・市内の集落、住宅地、農地等を分断しないよう出来る限り回避したルートの選定に配慮すること。	前文、3
	・市民から直接提出された意見について、「環境影響評価法」及び「山梨県環境影響評価条例」に基づき十分配慮のうえ、方法書の項目並びに調査、予測及び評価の手法に反映させること。	前文
	・事業実施予定区域の冬季の気候は県内でも屈指の厳しさであり、近年増加する異常気象にも耐える「命をつなぐ道」として対策に万全を期すこと。	前文
2) 個別事項について 【事業計画】	・インターチェンジ設置位置について、環境に及ぶ影響の範囲を最小限に留めた計画を示すこと。	前文、4
	・施工にあたり予定区域内の土砂を極力利用し、発生土の成分検査・環境評価を行う等市民が安心できる事業計画とすること。	34
【大気環境】 (大気質、騒音、振動、低周波音)	・本事業計画では様々な道路形状が予定されているため、多様な手法を取り入れることを検討すること。	15
	・本市は先人が守り育て引き継がれてきている日本有数の素晴らしい自然環境に恵まれており、住みたい田舎ランキングの上位に選出されるなど、良好な生活環境を求め移住する人も多く、住環境の保全が必要となることから、環境への影響を最小限に留めた計画を示すこと。	前文
	・事業実施予定区域には非常に静穏な地域も多く含まれていることから、規制基準を遵守し、十分な騒音対策を示した計画とし、騒音測定地点をより多く設け、生活環境への影響を与えない舗装技術等の活用についても検討すること。	18
【水環境】 (水質、水象)	・八ヶ岳南麓高原湧水群をはじめとする湧水、井戸水、農業用水等の生活に欠かすことのできない水源への影響を及ぼさないような保全措置を示すこと。	20
	・事業実施予定区域には水質の影響を受けやすい小規模な河川が存在しているため、調査対象として計画に反映させること。	20
	・トンネルによる水象への影響を把握するため、事前に観測地点を設け、1キロルート帯よりもさらに下流に影響を与えることが予測されることから下流の調査を行うよう配慮すること。	20
	・事業実施予定区域には水源地となる大門ダムがあり、道路排水（特に冬季の融雪材が混ざった排水）が流入することを回避・低減するよう対策を講じること。	22
【土壌に係る環境その他の環境】 (地形及び地質、その他の環境要素)	・土壌の調査について、文献調査のみならず、現地調査を実施するなど自然由来の汚染物質検出における影響を考慮した計画とすること。	23
	・近年「光害」が新たな公害として取り上げられていることから、道路照明についても周辺へ及ぼす光の影響範囲を最小限に留めた計画を示し、月見里(やまなし) 星見里(ほくと)の環境に配慮すること。	32
【動物・植物・生態系】	・動物相、植物相の状況調査について、調査時期を逃すことのないような計画とすること。	25
	・事業実施予定区域は、ヤマネ及びフクロウをはじめとする猛禽類等の希少動物が数多く生息しているため、動物の移動経路（アニマルパスウェイ等）の確保や食住環境の確保等影響を及ぼさないような計画を示すこと。	26
	・本市の約8割を占める森林は豊かな水資源を生み出す基となるため、保全措置について十分な検討をすること。	前文
	・貴重植物の保全措置について十分な検討をすること。また、調査の際は注目種に限らず、生態系全体を踏まえた調査となるよう配慮すること。	27
	・道路建設により外来種の流入や定着のおそれがあるため、固有種に与える影響がないよう配慮すること。	27
【景観・人と自然とのふれあい活動の場・文化財】	・本市は豊かな自然環境を求め、多くの観光客が訪れるため、自然と触れ合う場へ与える影響について把握すること。	29、32、33
	・橋梁形式や道路付属物について、周辺環境と調和が取れるよう検討すること。	30